

下関市立豊田町学校給食共同調理場給食等運搬業務仕様書

- 1 業務名 下関市立豊田町学校給食共同調理場給食等運搬業務
- 2 業務内容
下関市立豊田町学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）において調理する給食及び給食に付随する各種物品を調理場から西市小学校及び豊田下小学校までの区間、下関市の指示する給食実施日に、給食輸送車両 1 台で運搬し、給食終了後に物品をそれぞれ回収する。
- 3 履行期間
令和 7 年 8 月 1 日から令和 1 0 年 7 月 3 1 日まで
- 4 実施回数
年間給食計画表（仕様書 別紙 1 の 2、令和 7 年度にあっては、1 3 4 日を予定）
ただし、学校行事及びその他の理由により変更することがある。
- 5 業務の対象校
別紙 1 業務対象校のとおり
- 6 配送及び回収計画
業務実施日の通知は、業務を実施する月の前月の末日（ただし、業務を実施する月が 4 月及び 8 月であるときは、当該月の 8 日とする。）までに共同調理場長が受託者に給食実施日を通知することにより行う。配送及び回収計画については、別紙 2 配送及び回収計画のとおりとする。
- 7 運搬対象物
業務の対象となる物品は概ね以下のものとする。
食器箱、温食用食缶（大、中、小）、お盆用カゴ、ごはん缶、あえもの缶、果物缶、焼き物缶及び紙類等が最大で各 14 個程度が積載可能であること。
- 8 付随業務
業務に付随する、調理場所定場所から輸送車両への積み込み及び配送先の小学校における輸送車両から所定場所への積み下ろし等の業務については、受託者が行うこと。
- 9 業務の指示
業務の実施に際して受託者は、共同調理場長、その代理人及び校長等の指示に従うこと。

10 業務従事者

- (1) 1 車両あたりの業務従事者は 1 名とする。受託者は欠勤等があっても、業務に支障のないよう専任従事者以外に補欠従事者を確保し、万全を期すること。
- (2) 受託者は、学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）に基づき、業務従事者に年 1 回の健康診断を実施すること。また、下関市が実施する検便検査を毎月 2 回受検させなければならない。下関市は、感染症や食中毒等が疑われる場合は、業務の従事を制限することがある。
- (3) 受託者は、業務従事者について、専任従事者及び補欠従事者をそれぞれ定め、その者の履歴をあらかじめ下関市へ届出すること。
- (4) 業務従事者が健康上不適と認められる場合、並びに共同調理場長又は配送先の校長又はその代理人の指示に従わない場合、下関市は受託者に対し、業務従事者の交替を求めることができる。
- (5) 業務従事者は、業務にあたり清潔な白衣、帽子、靴等を着用しなければならない。また荷台や調理場内への立ち入りに際しては、非汚染区域専用の屋外で未使用の履物を着用すること。また積み込み及び積み下ろし業務を実施する際は、手指のアルコール消毒等を行うこと。輸送車両内部は禁煙とする。
- (6) 業務従事者は、業務開始 30 分前には車両の点検を終え、いつでも給食物品の積み込みを開始できる体制を整えること。
- (7) 業務実施にあたり、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及びその他関係法令を遵守すること。
- (8) 受託者は、学校給食が教育の一環である事を認識し、業務従事者に対し、以下の事項について必要な教育や研修を実施すること。
 - ・ 給食物資の衛生的かつ適切に取り扱いを徹底すること。
 - ・ 服装並び態度に十分注意し、学校給食関係者としての品位を保持すること。
 - ・ 交通法規や安全運転の遵守を徹底すること。特に、学校敷地内における最徐行運行に努め、児童・生徒等を巻き込んだ事故及び敷地内施設の損壊防止等に万全を期すこと。
- (9) 業務従事者が業務の実施にあたって、必要となる経費は、検便検査を除き、全て受託者の負担とする。

11 輸送車両

業務に使用する輸送車両は給食の安全性、衛生面に十分配慮し、以下のとおりとすること。

- (1) 車両台数 1 台
- (2) 車種 普通貨物（事業用）
- (3) 最大積載量等 2,000kg 以内
- (4) 車両装備等

- ・内 装：前面、側面扉、天井、後方扉、ボックス床面いずれも材質はステンレス製とし、配送経路ごとに「7 運搬対象物」に記載する物品が積載可能であること。
- ・外 装：側面外板は、ステンレス製とし、下関市が指定する文字等を表示すること

(表示文字：下関市立豊田町学校給食共同調理場及び受託社名)

(5) 車両の管理

- (イ) 輸送車両は常に清潔かつ衛生的な状態に保つこと
- (ロ) 業務の円滑な実施のため、常に車両整備を行うこと
- (ハ) 輸送車両の故障等の発生時においても、業務に支障のないよう必要な措置を速やかに実施すること
- (ニ) 下関市は輸送車両等を随時点検することができる。点検により指摘を受けた不備について、受託者は直ちに整備すること。
- (ホ) 輸送車両の整備や清掃等を含む業務の実施に必要な経費は全て、受託者の負担とする。
- (ヘ) 輸送車両は、業務以外の業務に使用してはならない。但し下関市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (ト) 受託者は輸送車両について、対人賠償、対物賠償とも無制限の自動車保険に加入すること。
- (チ) 受託者は業務に使用する輸送車両が、本仕様書に適合しているかどうかについて事前に下関市の確認を受けること。

12 記録

業務実施日において、受託者は、別紙3 給食運搬記録簿に記録を残し、各月の業務を完了した後、共同調理場長に提出すること。

13 業務遂行の義務

下関市の指示する給食実施日において、受託者は天変地異を除き、輸送業務を遂行しなければならない。受託者は従業員の争議行為等をもって不可抗力とすることはできない。

14 業務の検定

受託者は、毎月の業務が完了したときは、業務履行届を下関市に提出し検査を受けなければならないと。

15 その他

この仕様書に定めのない事項及び変更せざるを得ない事項については、共同調理場長と協議するものとし、その決定に従うこと。